9　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該会計上の見積りの変更の内容

⑵　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表等の項目に対する影響額

⑶　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

10　誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等における誤謬を訂正したと仮定して貸借対照表等を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

⑴　当該誤謬の内容

⑵　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

様式第五の表中「期首残高」を「当期首残高」に、「期末残高」を「当期末残高」に改め、同表の備考第一二号中「期首残高」を「当期首残高」に、「期末残高の各欄は」を「当期末残高の各欄は、」に改め、同備考第一三号中「期末残高」を「当期末残高」に改め、同備考第一四号中「期首残高」を「当期首残高」に、「期末残高」を「当期末残高」に改める。

様式第七の表中「前期繰越高」を「当期首残高」に、「期末残高」を「当期末残高」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日以後開始する事業年度に係る会計の整理について適用する。

○経済産業省令第三十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十四条第一項の規定に基づき、電気事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日　　経済産業大臣　海江田万里

電気事業会計規則の一部を改正する省令

電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の⑾及び⑭の表中「過年度損益修正損その他」を削る。

別表第一の⑰及び⑱の表中「過年度損益修正益、」を削る。

別表第二の第三表中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に、同表の記載注意第三号及び第四号中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、第五号の次に次の一号を加える。

6　当事業年度期首残高は、遡及適用又は誤謬の訂正をした場合にあつては、当事業年度の期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

別表第二の第四表中

2　重要な会計方針に係る事項に関する注記
3　貸借対照表に関する注記
4　損益計算書に関する注記
5　株主資本等変動計算書に関する注記
6　税効果会計に関する注記
7　リースにより使用する固定資産に関する注記
8　金融商品に関する注記
9　賃貸等不動産に関する注記
10　持分法損益等に関する注記
11　関連当事者との取引に関する注記
12　一株当たり情報に関する注記
13　重要な後発事象に関する注記
14　連結配当規制適用会社に関する注記
15　その他の注記

を

2　重要な会計方針に係る事項に関する注記
3　会計方針の変更に関する注記
4　表示方法の変更に関する注記
5　会計上の見積りの変更に関する注記
6　誤謬の訂正に関する注記
7　貸借対照表に関する注記
8　損益計算書に関する注記
9　株主資本等変動計算書に関する注記
10　税効果会計に関する注記
11　リースにより使用する固定資産に関する注記
12　金融商品に関する注記
13　賃貸等不動産に関する注記
14　持分法損益等に関する注記
15　関連当事者との取引に関する注記
16　一株当たり情報に関する注記
17　重要な後発事象に関する注記
18　連結配当規制適用会社に関する注記
19　その他の注記

に

改める。

別表第二の第四表の記載注意第一号中「会社法第２条第５号に規定する会社をいう」を「会社法第２条第５号に規定する会社をいう。以下同じ」に、「３、４及び６から14」を「５、７、８及び10から18」に、「10及び14」を「５、14及び18」に、「10に」を「14に」に、「会社法第575条第１項に規定する会社をいう」を「会社法第575条第１項に規定する会社をいう。以下同じ」に、「１及び３から14」を「１、５及び７から18」に改め、同記載注意第四号中「貸借対照表等の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他貸借対照表等作成のための基本となる事項であつて、」を「貸借対照表等の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する」に改め、⑹及び⑺を削り、同記載注意第十七号中「16」を「20」に改め、同号を同記載注意第十一号とし、同記載注意中第十五号及び第十六号を四号ずつ繰り下げ、第十四号を第十六号とし、次のように改める。

18　一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

⑴　一株当たりの純資産額

⑵　一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

⑶　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して⑴及び⑵に掲げる額を算定したときは、その旨